

平成 23 年 11 月 18 日

各 位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 平岡英雄

当行の環境保全活動への取り組みについて

～ 山口県内の金融機関では初めて「国内クレジット制度」に参加いたします！！ ～

当行では、CSR（企業の社会的責任）の一環として、これまでも環境に配慮した取り組みを積極的に行ってまいりましたが、このたび、山口県内の金融機関では初めて、「国内クレジット制度（注1）」に参加することといたしましたのでお知らせいたします。

今回、「国内クレジット制度」への取り組みの第1弾として、当行の本店所在地である周南市の一大イベント「周南冬のツリーまつり」で排出されるCO2排出量を積算し、その相当量を山口県内の商業施設における照明設備の省エネ化で創出された国内クレジット（排出権）を用いて、カーボンオフセット（注2）いたします。

本取り組みは、山口県内の企業のCO2削減活動により創出された排出権を、当行が購入し、山口県内の地域イベントに提供してオフセットするというCO2の地域循環（CO2の地産地消）を実現いたします。

また、環境保全活動に対する当行の基本的な考え方を明示するとともに、環境保全活動を体系的かつ継続的に実施するため、『西京銀行環境方針』を制定いたします。

当行では、今後も環境保全に配慮した金融商品・サービスを通じて、環境保全に取り組むお客さまを支援するとともに、地域における環境保全活動の支援を継続して行ってまいります。

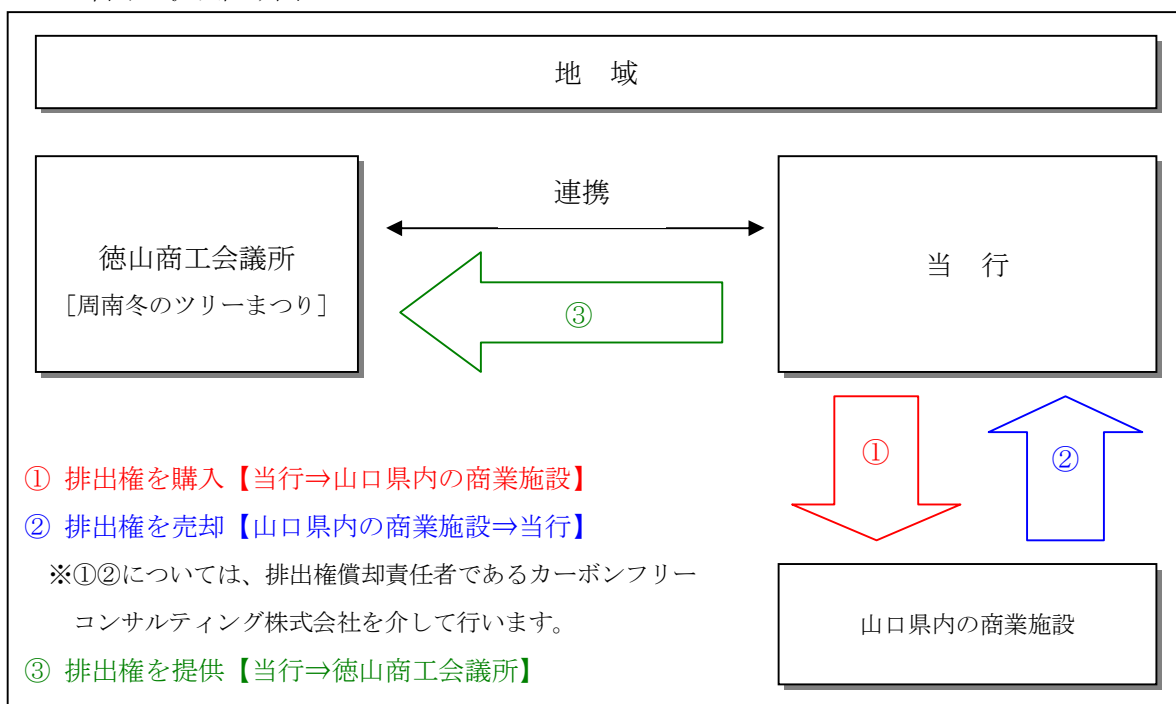
◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 総合企画部（担当：藤井）

TEL 0834-22-7669

(1) 「国内クレジット制度」への参加

I. 今回の取り組み図



II. 排出権取引の概要

- ・排出権創出事業 : 山口県内の商業施設における照明設備の省エネ化
- ・排出権協賛者 : 株式会社西京銀行
- ・排出権提供事業 : 「周南冬のツリーまつり」(主催: 徳山商工会議所)
- ・CO₂ 償却量 : 12 t ※今回当行が提供する排出権

※「周南冬のツリーまつり 2011」点灯セレモニーの中で今回の取り組みを紹介いたします。

(注1) 国内クレジット制度

- ・国内クレジット制度とは、京都議定書目標達成計画において規定されている大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度。
- ・中小企業等(排出削減事業者)が省エネルギー設備の導入により削減したCO₂等をクレジット化し、大企業等(共同実施者)に売却できる仕組み。大企業等(共同実施者)は、購入したクレジットを自主行動計画の目標達成等に用いることができる。

(注2) カーボンオフセット

- ・市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガス(CO₂)の排出量を認識し主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること、又は、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等によりその排出量の全部、又は一部を埋め合わせることをいう。

第 27 回周南冬のツリーまつり 2011
点灯セレモニー（概要）

1. 日 時 : 平成 23 年 12 月 2 日（金） 17 時 20 分～
2. 場 所 : 三菱東京UFJ銀行／徳山支店前 噴水ロータリー

※点灯セレモニーの中で、今回の「国内クレジット制度」を活用したCO2 排出量削減への取り組みを紹介いたします。

◇「周南冬のツリーまつり 2011」（概要）

「周南冬のツリーまつり」は、毎年 12 月に行われる周南市の冬の風物詩で、今年の開催で 27 回目を迎える。

徳山駅前のメインストリートである“御幸通り”に並ぶ街路樹 55 本をクリスマスツリーに仕立て、色とりどりの電球で飾るレインボーイルミネーション。

今年は、CO2 排出量削減等の観点から、発行ダイオード（LED）を飾り付け、エコを意識した光輝くクリスマスツリーを演出する。



(2)『西京銀行 環境方針』の制定

I. 基本方針

株式会社西京銀行は、豊かな自然に恵まれた山口県、広島県、福岡県を中心とした地元の自然を守り、次世代へ引き継いでいくことが、地域金融機関としての社会的責任であるとの認識のもと、全役職員参加による環境保全活動への取り組みを、積極的かつ継続的に行ってまいります。

II. 指針

1. 環境関連法規等の遵守

環境に関連する法令等を遵守し、環境への影響を十分に配慮した取り組みを積極的に行います。

2. 省資源・省エネルギーおよびリサイクル活動の推進

事業活動に伴う資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出による環境への負荷を認識したうえで、省資源・省エネルギーおよびリサイクル活動を推進し、環境負荷の低減ならびに環境汚染の予防に努めます。

3. 環境保全に配慮した金融商品・サービスの提供

環境保全に配慮した金融商品・サービスを通じて、環境保全に取り組むお客さまを支援します。

4. 啓発活動の推進

役職員一人ひとりが、この環境方針を理解し、環境方針に沿った行動が実践できるよう啓発活動を推進します。

5. 環境方針の公開

環境保全への取り組みを内外に公開することで、社会とのコミュニケーションに努めます。

以上